

評価者のコメント

< 事業名：山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助 >

公園は公共性のあるものであるが、条件不利地域にまで、公共性を重視する（利用可能な状態にする）必要はない。もちろん環境保全は必要。利用者負担、自己負担責任にするため、規制するべき。

本来、山岳地帯の景観管理に要するコストは入山者の方が負担すべきと考える。山小屋に対して、適切な使用料の徴収により、設備の整備及びメンテナンスを行う方向に改めるべきであろう。

山岳部の景観維持は、より抜本的な対策を必要とする。

山小屋は、登山家の安全確保のためには必要な施設である。山の生態系の保全のためには必要である。ただし、民間山小屋に 1/2 の国費を投入することがよいか否かについて、再検討する必要がある。

公共性の定義を明かにして、一般国民に理解していただく必要がある。

国が負担するのは、国立公園のみに。

利用料決定や管理基準を含めた統一的なルールづけを行い、必要最小限のもののみ国庫負担を、利用料のみで行われるのが望ましい。

入山規制等の規則面の強化による自然・景観保全対策に重心を移すべき。

自然公園法のたてつけのもとで、国立公園・国定公園・県立自然公園という管理責任の異なる公園に一律に 1/2 補助する理由は乏しい。

民間の山小屋がトイレを整備して競争力を発揮したくなるような政策がベストであり、この補助制度は一旦廃止して、法規制も踏まえた競争的仕組みの再構築が必要である。

補助制度の意義は認めるが、公費で補助する以上、対象選定の公平性と透明性が求められる。この点で改善が必要ではないか。

一律補助金に関して、ケースによってはその割合を減じるなどのメリハリのある対応が必要ではないか。

制度改善の余地はあるものの、補助自体は存続すべきと考える。

大変、意義のある事業だと思います。ただし、独占的立地にある山小屋は、自ら改修費用を出すインセンティブは小さい（整備せずとも競争相手に負けるとは考えられないから）ので、法律で規制して整備させて、利用料で回収する方が効率的です。もしくは競争相手をつくるか。

受益者負担、汚染者負担の原則からして、現状のような補助は説明がつかない。建設費を利用料で回収する方策を考えるべき。山小屋利用料と同様の仕組みを考えるべき。

評価結果

廃止

(一部改善 3 人、抜本的改善 1 人、廃止 4 人)